

酒酔い運転の罪について執行猶予を得た事例

刑事事件

事案の概要

相談者は、出張先で気が大きくなってしまったのか、居酒屋にて大量の酒を飲んだにもかかわらず滞在先のホテルまで自動車を運転し、単独事故を起こしてしまい、警察に通報されてしまいました。逮捕は免れたものの、道路交通法違反（酒酔い運転）にて在宅起訴をされてしまいました。なんとか刑事処分を軽くできないかということで、当事務所に相談に至りました。

解決結果

本人が反省しているという態度を示してもらい、裁判所において2度と酒を飲まないことを誓ってもらいました（事故以降一滴も酒を飲んでいないという本人からの申し出があったため。）。また同居の奥様に情状証人として今後の監督を裁判官の前で誓ってもらいました。

結果としては懲役10月、執行猶予3年という判決を得ることができました。

担当弁護士からひとこと

飲酒の量が多く、一歩間違えて人に怪我を負わせていた場合には実刑が確実な事案でした。事実関係については争えるものがなかったため、今後の運転は行わないことやお酒を断つことを約束してもらうこと、同居の妻に監督をおこなってもらうことなどでプラスの情状を主張しました。